3　同一の商品又は役務を関連ウェブページ等で提供する場合に準ずるものとして政令で定める場合

同一の商品又は役務を関連ウェブページ等を通じて提供する場合に準ずる場合は、個別アプリ事業者が本個別ソフトウェアを通じて提供していない商品又は役務であって本個別ソフトウェアで利用されるものを関連ウェブページ等を通じて提供する場合とすることとした。

4　スマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要がある個別ソフトウェア（基本動作ソフトウェア関係）

選択の機会が特に確保される必要がある個別ソフトウェアは、次に掲げる個別ソフトウェアとすることとした。

㈠　ブラウザ

㈡　特定の検索エンジンを用いた検索役務の提供を受けるための検索情報の入力の用途に供される個別ソフトウェア

5　スマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要がある役務（ブラウザ関係）

選択の機会が特に確保される必要があるブラウザに係る標準設定に係る役務は、ブラウザに係る標準設定に係る検索エンジンを用いた検索役務とすることとした。

6　審査官の指定

審査官の指定は、事件ごとに、公正取引委員会事務総局の官房に置かれるデジタル・国際総括審議官及び参事官並びに経済取引局（調整課及び企業結合課並びに取引部を除く。）の職員のうち、事件の審査を行うため必要な法律及び経済に関する知識経験を有するものについて行うこととした。

7　法第七条第一号に掲げる行為に係る違反行為に係る売上額の算定の方法

法第七条第一号（アプリストアの提供等の妨害の禁止）の違反行為に係る課徴金の算定基礎となる売上額の算定の方法等を定めることとした。

8　法第七条第二号に掲げる行為に係る違反行為に係る売上額の算定の方法

法第七条第二号（スマートフォンの動作に係る機能の利用妨害の禁止）の違反行為に係る課徴金の算定基礎となる売上額の算定の方法等を定めることとした。

9　法第八条第一号に掲げる行為に係る違反行為に係る売上額の算定の方法

法第八条第一号（支払管理役務の利用妨害の禁止）の違反行為に係る課徴金の算定基礎となる売上額の算定の方法等を定めることとした。

10　法第八条第二号に掲げる行為に係る違反行為に係る売上額の算定の方法

法第八条第二号（アプリ外取引の制限の禁止）の違反行為に係る課徴金の算定基礎となる売上額の算定の方法等を定めることとした。

11　延滞金の割合

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五二年政令第三一七号）第三二条の規定を準用することとした。

12　還付加算金の割合

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第三三条の規定を準用することとした。

13　参考人又は鑑定人の旅費及び手当の請求

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和二三年政令第三二二号）の規定を準用することとした。

14　課徴金の一部納付があった場合の延滞金の額の計算等

㈠　延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額は、その納付された課徴金の額を控除した金額とすることとした。

㈡　法第四二条において準用する独占禁止法第六九条第二項の規定により延滞金を併せて納付すべき場合において、事業者の納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる課徴金に充てられたものとすることとした。

二　特許登録令の一部改正関係（第二条関係）

特許登録令（昭和三五年政令第三九号）について所要の改正を行うこととした。

三　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正関係（第三条関係）

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成一七年政令一四六号）で定める法律に、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五八号）を追加することとした。

四　特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令の一部改正関係（第四条関係）

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令（令和三年政令第一七号）第一項の表中二の項を削ることとした。

五　公正取引委員会事務総局組織令の一部改正関係（第五条関係）

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二七年政令第三七三号）について所要の改正を行うこととした。

六　施行期日等（附則関係）

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

2　この政令は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行の日（令和七年一二月一八日）から施行することとした。

◇人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二八〇号）（内閣府本府）

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五三号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和七年九月一日とすることとした。

◇人工知能戦略本部令（政令第二八一号）（内閣府本府）

1　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（4において「法」という。）第一九条に規定する人工知能戦略本部（2において「本部」という。）は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる等とした。（第一条関係）

2　1に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、人工知能戦略本部長が本部に諮って定めることとした。（第二条関係）

3　特定秘密の保護に関する法律施行令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

4　この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行することとした。

◇電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二八二号）（総務省）

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年八月二〇日とすることとした。

◇狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令（政令第二八三号）（厚生労働省）

1　犬の所有者から所在地変更の届出があったときに犬の新所在地を管轄する市町村長から犬の旧所在地を管轄する市町村長に対して行う通知について、厚生労働省令で定める場合には、当該通知を不要とすることとした。（第二条の二第二項関係）

2　この政令は、令和七年九月一日から施行することとした。

◇武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八四号）（内閣官房）

1　都道府県知事が行う避難住民等の救援として福祉サービスの提供を加えることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。